

男女共同参画会議 第22回重点方針専門調査会	資料5
令和元年10月10日	

(通し番号 198、199)

## 「女性活躍加速のための重点方針 2019」

### Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進

a) 幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」(うち地域限定保育士事業及び家事支援外国人受入事業の部分)

(内閣府説明資料)



# 「地域限定保育士」の創設 (平成27年9月1日 特区法第12条の5)

東京圏(2事業) 平成27年9月9日認定  
 関西圏(1事業) 平成27年9月9日認定  
 沖縄県(1事業) 平成27年9月9日認定  
 仙台市(1事業) 平成27年9月9日認定

## 活用する規制改革

### 現状

- ・保育士試験は、毎年1回都道府県が実施
- ・年2回の実施を通知するもインセンティブが働かず、実施されない



### 見直し後

- ・2回目の保育士試験を促す仕組みとして、3年間は当該区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設
- ・都道府県が2回目の試験を実施しない場合、政令市が地域限定保育士試験を実施することができる
- ・実技試験を講習に代えるなど、柔軟に試験を行うことができる



### 効果

保育士候補の掘り起しを推進

## 具体的事業

保育士確保が難しい状況を解消するため、保育士試験を年2回行う仕組みを構築



### 地域限定保育士(平成27年度実施)

	受験者数	合格者数
神奈川県	5,635人	1,330人
成田市	1,358人	249人
大阪府	3,298人	727人
沖縄県	523人	78人
合計	10,814人	<u>2,384人</u>

### 全国(通常試験)

受験者数 67,504人  
 合格者数 23,165人  
 ※地域限定含む

地域限定保育士の合格者数(2,384人)は、  
 全国の合格者の1割以上



保育士候補の掘り起しに高い効果

地域限定保育士試験がきっかけとなり、  
 平成28年度より、全国的に通常試験が年2回に

# 多様な主体による地域限定保育士試験の実施

(平成29年9月22日 特区法第12条の5第8項)

東京圏(1事業) 平成29年12月15日認定

## 活用する規制改革

### 現状

- ・「国家戦略特区限定保育士試験(地域限定保育士試験)」制度を契機に、大部分の都道府県で年2回の試験を、指定試験機関に委託して実施。
- ・指定試験機関は、一般社団法人又は一般財団法人に限定されており、さらに試験の実施回数を増やすことには限界がある。

### 見直し後

- ・国家戦略特区において、地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。

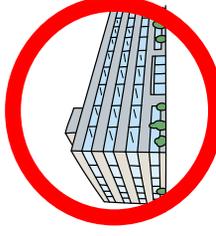
### 効果

- ・保育士試験の受験機会の充実により、待機児童解消の取組の一層の加速が見込まれる。

## 具体的事業

指定試験機関(試験事務を行わせる者)

### 現状

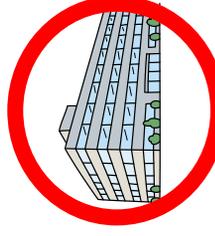


一般社団法人  
又は一般財団法人

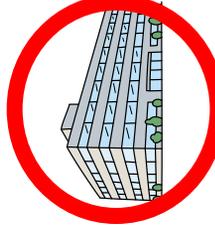


株式会社等

### 特区



一般社団法人  
又は一般財団法人



株式会社等

株式会社等の多様な法人を  
指定試験機関として活用可能に

# 外国人家事支援人材の活用について

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

第三者管理協議会

連携

内閣府地方創生推進室、地方入国管理局、  
都道府県労働局、地方経済産業局

関係自治体

苦情相談

定期報告  
重大問題発生時には速やかに報告

特定機関の基準  
適合性の確認  
年1回の監査

◆特定機関(受入企業)の要件【政令】  
指針に即した措置の実施／経済的基礎／我が国の事業実績3年以上／欠格要件の非該当(法令違反、暴力団など)

特定機関(受入企業)

○帰国担保措置

外国人家事支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該旅費を負担  
○雇用の継続が不可能となった場合の措置  
本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

苦情相談

雇用契約  
・日本人と同等額以上の報酬額  
・保証金の徴収等の禁止  
・必要な研修を実施 等

外国人家事支援人材

利用世帯

家事支援活動の提供に係る請負契約

◆家事支援活動の業務範囲【政令】  
・炊事、洗濯、掃除、買物等の家事一般  
・上記と併せて実施される児童の日常生活上の世話及び必要な保護

◆家事支援を行う外国人の要件【政令】  
満18歳以上／実務経験1年以上／家事支援活動の知識・技能(送り出し国における一定の研修の終了)／必要最低限の日本語能力